

岩倉市妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づき、妊婦（医療機関を受診し、医師による胎児心拍が確認された者をいう。以下同じ。）に対し妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給する岩倉市妊婦支援給付金支給事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「妊婦支援給付金」とは、岩倉市（以下「市」という。）が法第10条の9の規定に基づき妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「妊婦給付認定」という。）を行った妊婦に対し支給する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 妊婦支援給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、妊婦であって、妊婦給付認定の申請を行う日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記載されている者（他の市町村において妊婦支援給付金の支給を受けている者又は受ける予定である者は、除く。）とする。

2 前項の支給対象者には、令和7年4月1日以後に流産、死産等をした妊婦を含むものとする。

(妊婦支援給付金の支給時期及び支給額)

第4条 妊婦支援給付金は、2回に分けて支給するものとし、支給の時期及び額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1回目（妊婦が妊婦給付認定を受けたとき） 50,000円
- (2) 2回目（妊婦が市に対し胎児の数を届け出たとき） 胎児の数に50,000円を乗じて得た額

(妊婦給付認定等の申請等)

第5条 妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給を受けようとする支給対象者は、次に掲げる方法により市長に申請するものとする。

- (1) 1回目の妊婦支援給付金の支給の申請（第4項において「1回目申請」という。）をするときには、妊婦給付認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、個人番号カード、運転免許証等本人確認が

できるものの写し及び振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード等の振込先口座の分かる部分の写し（次号において「添付書類」という。）を添付して市長に提出し、妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給を併せて申請するものとする。

(2) 2回目の妊婦支援給付金の支給（第4項において「2回目申請」という。）を受けようとするときは、胎児の数の届出書（様式第2。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、前号の規定により提出した添付書類に変更がある場合は、当該変更をした添付書類の写しを提出しなければならない。

(3) 前2号の規定にかかわらず、流産、死産等をした場合は、医療機関において、その事実が確認された日以後に市に届け出るものとする。

2 市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妊婦給付認定を行ったときは妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（様式第3）により、妊婦給付認定を却下したときは妊婦給付認定却下通知書（様式第4）により当該申請をした者に通知するものとし、当該妊婦給付認定を行った者に対し1回目の妊婦支援給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項第2号の規定による届出があったときは、妊婦支援給付金支払通知書（様式第5）により当該届出をした者に通知するとともに、2回目の妊婦給付支援金を支給するものとする。

4 1回目の申請は、妊娠の事実が確認された日（医療機関で医師による胎児心拍が確認された日をいう。）から起算して2年に達する日までに、2回目の申請は、出産予定日の8週間前の日から起算し2年に達する日までに行わなければならない。

（支給の方式）

第6条 妊婦支援給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、行うものとする。

(1) 指定口座振込方式 支給対象者が申請書で指定し、又は届出書で変更した金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市が窓口で支給対象者に対し現金を交付することにより支給する方式

(妊婦給付認定等の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 支給対象者から第6条第4項に規定する期限までに申請が行われなかった場合は、支給対象者が妊婦支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第2項又は第3項の規定による妊婦支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、妊婦支援給付金の支給を受けた後に第3条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 妊婦支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。